

2023年5月22日

内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

小倉 将信 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川 本 淳

男女平等社会実現を求める要請書

日頃から男女平等社会の実現にむけ、精力的に取り組まれている貴職に敬意を表します。

さて、内閣府は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である6月23日から「男女共同参画週間」を設けています。連合は6月を「男女平等月間」としており、自治労も職場・地域における男女平等参画をめざして様々な取り組みを進めています。

新型コロナウイルス感染症は、家事育児などケア労働の負担、解雇や収入の減少、ドメスティック・バイオレンス(DV)など、とくに女性の働き方、くらし方に深刻な影響を及ぼし、それら課題が顕在化しました。また、2022年7月に発表された「ジェンダーギャップ指数」では、日本は146カ国中116位となっており、先進国の中では最低水準に留まっており、さらなる男女平等参画の実現が求められています。

つきましては、男女平等参画社会の実現にむけて下記の通り要請します。積極的な対応がはかれるよう特段の尽力をお願いいたします。

(◎は、重点要求項目)

記

1. 男女共同参画社会基本法・基本計画について

(1) 男女共同参画社会基本法と「第5次男女共同参画基本計画」を、あらゆる機会・媒体等を通じて広く周知すること。

(2) 全ての自治体が男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った実効ある取り組みのために必要な支援を行うこと。

◎ (3) 「第5次男女共同参画基本計画」で示した2025年を期限とする女性登用の成果目標について、指導的地位に占める女性の割合30%をはじめ、実効性のあるものとなるよう具体的な施策を講じるとともに早期に目標を達成すること。

◎ 2. 育児休暇等の取得促進

育児休暇・休業・介護休暇の取得促進にむけた取り組みを進めること。

とりわけ、育児・介護休業法の改正にともない男性が育児休暇・休業を取得しやすい環境整備を進めること。

3. 女性活躍推進法について

- (1) 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定について、100人以下の事業主にも拡大すること。
- (2) 男女の均等な機会と公正な待遇の確保を徹底し、男女間の賃金格差の解消や待遇改善、同一労働同一賃金の実現にむけて取り組みを強化すること。
- (3) 公務部門における女性の活躍と男女双方のワーク・ライフ・バランスに資する取り組みを推進し、早期に目標を達成すること。

4. コロナ禍における女性への支援

新型コロナウイルス感染症によって明らかとなった女性の雇用や就労に与える影響とその課題について、引き続き調査を進めるとともに、困難を抱える女性への具体的な支援措置を講じること。

5. 民法改正について

男女が対等ではない不平等な状態を放置することなく、多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現をめざすため、選択的夫婦別姓制度を早期に導入すること。

6. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ◎ (1) 女性の人権が尊重され、安心して暮らせる社会とするために、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、カスタマーハラスメントなどのあらゆるハラスメントの防止にむけた施策を推進すること。
- (2) DV法を踏まえて、関係省庁と連携の上、施策の着実な履行と環境整備をはかるための支援措置を講じること。とりわけ、被害者相談機能強化のための相談員養成など相談体制の整備や財源の充実をはかること。
- (3) ILO第190号条約「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」の批准にむけて国内の環境整備に取り組むこと。

7. 政治分野における男女平等の実現にむけて

「政治分野における男女共同参画推進法」の趣旨を踏まえて、国政および地方選挙の候補者が男女均等になるよう、速やかに実態調査や情報収集を行い、必要な施策の策定・実施をすること。

8. LGBTQ+を含めたジェンダー平等の推進

- ◎ (1) LGBTQ+など性的マイノリティの人々が自分らしく暮らし、働くことができる社会を実現するため、当事者への差別禁止や理解を深めるなど、人権保障にむけた法整備を早急に行うこと。
- (2) 法の下での平等が実現される社会をめざし、同性婚の法制化に努めること。
- (3) LGBTQ+など性的マイノリティの人々が置かれている実態や状況を十分に把握し、相談体制の拡充など支援体制を強化すること。

以上